

諮問庁：検事総長

諮問日：平成29年10月17日（平成29年（行個）諮問第162号）

答申日：平成31年3月20日（平成30年度（行個）答申第211号）

事件名：本人が特定期間に最高検察庁監察指導部に通報した事案に係る処理票等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別表1に掲げる文書番号1ないし文書番号7の各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書7」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない、又は法14条2号、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分に記録された保有個人情報を不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分に記録された保有個人情報を同章の規定は適用されないとして不開示としたことは、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月28日付け最高検企第110号により検事総長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書1及び文書2に記録された保有個人情報の不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 特定年月日A付けの電話聴取書（文書1に添付されたもの）及び特定年月日B受付の処理票（文書1）について

特定年月日Aに請求人（開示請求者兼審査請求人を指す。以下同じ。）が行った電話で行った通報に対し電話聴取書が作成され、それに基づき行われた処理をまとめたものが特定年月日B受付の処理票であると思われる。

この処理票の処理結果欄の2行目に、「該当事実無し」という記載があるが、特定地方検察庁特定部は、請求人に対し特定年月日C付け及び特定年月日D付けの書面を送付してきており、その書面を証拠書類とし

て添付する。

そしてこの特定年月日D付けの書類の本文1行目に「告訴の方式について、口頭告訴が認められるのは、貴殿の指摘のとおりである」との文言がある。これは刑事訴訟法の241条「告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。」に基づき、口頭告訴を求めた請求人対し特定地方検察庁特定部が行った回答である。そもそもこの刑事訴訟法241条は、口頭告訴が可能となる条件を限定していない。また下記(2)及び(3)の「特定年月日E付けの電話聴取書及び特定年月日F付けの処理票について」に記載しているが、特定高等検察庁の特定検事Aが「検察庁の業務の基幹」として教示した大コンメンタール刑事訴訟法【第二版】第4巻の告訴告発欄には、「告訴を口頭で行うか書面で行うかは、告訴人の自由である」主旨の記載が存在する。また提出する証拠書類には、請求人に対し、執拗に告訴状の作成を求める文言が書かれており、特定年月日C付けの書類の最後には「貴殿が告訴を希望されているのであれば、これまでも御依頼しておりますとおおり、告訴状の提出をお願いします」との記載がある。これを要約すると「告訴をしたいなら告訴状を提出しろ」ということであり、口頭告訴を拒否していることは明らかである。

以上の事から、最高検察庁監察指導部が「該当事実無し」として処理票は、事実と異なるものであり、この記載が行われた原因は、調査不足によるもの又は、通報当初から隠ぺいを画策しまともな対応を行わなかったかのどちらである。以上のことから、開示された書類そのものが、違法に作成された疑いが強く、黒塗り部分を非開示とした検察庁の主張には、何ら根拠がなく、全ての開示を強く求める。

最後に、すでに上述しているとともに「(2)特定年月日E付けの電話聴取書及び特定年月日F付けの処理票について」にも記載したが、特定年月Aに特定検事Aより教示を受けた請求人は、特定市立図書館で大コンメンタール刑事訴訟法【第二版】第4巻を借りた。そしてその中に、「告訴を口頭で行うか書面で行うかは、告訴人の自由である」主旨の記載を発見した。そのためこの文言を、電話で特定職員Bに対し伝えたところ、特定職員Bから「それはその本が言っているだけであり、その本を書いた人の解釈にすぎない」旨の回答があり、再度「告訴状を提出しなければ、告訴は受け付けない」旨を発言を受けた。つまり特定高等検察庁の特定検事Aは「検察庁が業務を行うに当たり、法解釈の基盤である」と発言しているのに対し、特定地方検察庁特定部は「その本の筆者の一解釈にすぎない」と断罪しているのである。確かに特定地方検察庁特定部と、特定高等検察庁と、違う部署であるかもしれないが、国民にとっては同じ検察庁でしかないのである。その両者が、法解釈において

異なる発言を行う（特に特定地方検察庁は、刑事訴訟法に反する発言を行っている）のであれば、日本国の法秩序の崩壊と言わざるを得ない。またこれらの発言は、自分たちの都合に合わせたものにすぎず、国民として決して看過することはできない。

(2) 特定年月日E付けの電話聴取書（文書2に添付のもの）について

聴取内容欄【先方】欄の上から10行目以降に記載された、「その際特定検事Aからは私は全体の奉仕者であって～1億2000万人分の1でいいですかと言われた」旨の通報は、特定年月A初旬に最高検察庁監察指導部に対し、請求人が通報した際に告げた内容である。

この文書によれば、特定年月日Eに、特定検事Aがこの発言を行ったかのように記載されているが、それは事実と異なる虚偽記載である。

さらに特定年月日E付けの電話聴取書に、請求人が「最後には暴れるぞ」という発言を行ったという記載があるが、請求人はそのような発言はしておらず、虚偽記載である。

(3) 特定年月日F付けの処理票（文書2）について

開示された処理結果（黒塗り部以外）の上から5行目から「②対象者は、「私は、全体の奉仕者であって、あなたの奉仕者ではない。」「あなたにかかる時間は、1日当たり1億2000万人分の1でいいですか。」と言った、などと申し入れるものである。」と記載されている。しかしこの通報は上述の通り特定年月A初旬に、最高検察庁監察指導部に対して行ったもので、特定年月日Fに行ったものではない。そのため本来、この文章は、特定年月Aの処理票の中に記載されていなければおかしいが開示された書類の中に、特定年月A初旬分が存在していない（情報開示の担当である特定職員Cから、開示された以上の書類は存在していないと説明を受けている）のはおかしく、監察指導部は請求人の申立をはなから聞く気がなかった、あるいは調査はしたがその書類を故意に毀棄した、又は不注意で紛失したかのいずれかである。

そもそもこの特定年月Aの通報時には、同時に、特定検事Aが請求人に対し発した「あなたは被害者ではない。その理由を知りたいければ、大コンメンタール刑事訴訟法【第二版】第4巻を読め。その大コンメンタールは、法律解釈のデファクトスタンダードで、検察庁が行う業務の基幹となっている本である」という発言についても通報している。というのも、請求人は教示された大コンメンタール刑事訴訟法【第二版】第4巻を、特定市立図書館で借り読んでみたが、請求人が被害者であることに間違いはないと確信を持つに至った。そのため請求人は、直接、特定高等検察庁に出向き、特定検事Aから発言の意志について説明を求めようとしたが、担当事務官から、大コンメンタール刑事訴訟法【第二版】第4巻のコピーを手渡されただけであり、特定検事Aは面会に応じるこ

ともなく説明にも応じなかった。この事実をもって、請求人は同年に、最高検察庁に対し「特定検事Aの説明責任の有無及び、1億2000万人分の1という暴言」を通報していたのである。すでに上述しているが、特定年月Aに行った通報が、特定年月日Fに行ったかのような書類が作成されていること自体、事実と反するものであり、また「大コンメンタール刑事訴訟法【第二版】第4巻」に関する通報が無視されているのは、水掛け論で事実を簡単に隠ぺい出来る「1億2000万人分の1」という暴言とは違い、大コンメンタールへの言及やその後の行動には、「コピーを渡した」という物的証拠が存在する。そのため事実を隠ぺいすることが出来ず、検察庁にとって都合が良くないと考えた監察指導部が、意図的に特定年月Aの通報に関する書類を毀棄し、その通報の中身の一部を、特定年月日Fに追加することで、まるでその日に初めてその通報が行われたかのように偽装したものである。

このようにすでに開示された部分にも意図的な改ざんが存在しており、通報に対する処理も、適切に行われたものではない。以上の事から検察庁の主張には何ら根拠はなく、黒塗り部分全ての開示を請求する。

(4) 特定年月日Gの電話聴取書について

我々国民が、監察指導部に通報をした場合、開示された書類を精査するに、通報後の処理の流れは、まず「国民から受けた通報を、電話聴取書として作成し、それに対し「対応するのかもしれないのか」という判断が行われる」と考えられる。そして対応をする、又はしないという判断が下された場合、それを記載した書類が存在するはずである。しかしこの通報に対する処理票が開示されておらず、またその理由として事務官は「存在していない」と発言したが、それは間違っているのではないかとと思われる。

つまり検察官又は事務官らの不当、又は違法性が明らかである通報に対しては、監察指導部は意図的に何も対応をしないという証拠になるのではないかと申請人は考える次第である。

(5) 審査請求の主旨

そもそも最高検察庁監察指導部は、かつて特定地方検察庁が起訴を目的とし異なる事実を自分たちで作り上げるとともに、証拠品であるフロッピーの日付を改ざんした特定個人Dの特定事件をきっかけに創設されたと、請求人は記憶している。しかし、この部分開示で明らかになったことは、すでに上述したとおり、請求人が監察指導部に対し行った通報を、検察庁の都合に合わせて取捨選択するとともに、意図的に不正な事実を隠ぺいした事実である。

さらに検察の自浄能力を期待し創設されたはずの監察指導部にもかかわらず、特定年月B以降、当時特定地方検察庁に所属していた特定検事

Eの犯罪行為や、その他検事及び事務官らの通報は、全て書類を作成することなく隠ぺい、又は作成こそしたが毀棄することで隠ぺいしていることも明らかとなった。こちらは不作為による審査請求として、同時に審査請求を行っている。

これらは監察指導部として国民から与えられた仕事を自ら放棄するとともに、その権力を自らの組織のために濫用したものであり、決して看過出来ない。よって審査請求を行うものである。

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、特定の期間に審査請求人が最高検察庁監察指導部に通報した全ての件の通報内容及び処理に関する書類全てに記録された保有個人情報を対象とするものである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件対象保有個人情報が記録された行政文書として、処理票、電話聴取書及び情報受付簿を特定し、電話聴取書を全部開示し、処理票及び情報受付簿を一部開示とした。

処理票の一部については、開示することにより、犯罪の予防、捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法14条5号）、監察に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（同条7号柱書き）及び刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報であって、法第4章の規定の適用が除外される情報（法45条1項）に該当するとして一部開示決定を行い、情報受付簿の一部については、開示請求者以外の者の情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報（法14条2号）、開示することにより、犯罪の予防、捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（同条5号）及び監察に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（同条7号柱書き）に該当するとして一部開示決定を行った。

2 本件諮問の要旨

審査請求人は、処理票及び電話聴取書の開示決定に対して審査請求をしているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 本件対象保有個人情報の内容が記録された行政文書について

本件対象保有個人情報の内容が記録された行政文書である「電話聴取書」は、検察庁の外部から、電話により監察の端緒となる情報の提供があったため、その内容を記録して作成・取得されたものであり、「処理票」は、監察の端緒となる情報を入手し、調査等の結果、該当する事実がなく監察を実施しなかったため、作成・取得されたものである。

(2) 監察活動と情報の取扱いについて

最高検察庁監察指導部が行う監察活動は、検察の組織運営の適正を確保することを目的とし、捜査手法、執務体制、職員の教育等につき改善を求めるなど、違法、不適当な状態を適正に戻すために行われるものであり、調査の内容等を外部に公開する性質のものではない。

同部は、監察の端緒となる情報を検察庁の内外から得た場合、その端緒となる情報を分析・検討し、必要があれば、全国の検察庁各部局又は職員に対し、資料の提出や報告を求めるなどの情報収集を行っている。

そして、前記分析・検討又は情報収集等（以下「調査等」という。）により、監察の対象となる事実がないと認めて監察を実施しない場合は、処理票を作成している。

(3) 処理票について

ア 処理票の法14条7号柱書きの該当性について

原処分において、処理票の検事、担当検事、係長及び係員の各押印欄並びに処理結果欄の一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示としている。

処理票の押印欄の不開示とした部分は、当該調査等に関与した職員の印影（姓）であり、当該部分を開示することにより、同事案の担当検事等が明らかとなり、情報提供者や監察対象者等の関係者から担当検事等に対し、関係者が希望する調査をしてもらえよう執ように不当な働き掛けがなされる、あるいは、調査の内容や進捗状況、その結果を聞き出した上、正確な事実を秘匿するための対抗措置がなされるなどのおそれがあり、その結果、監察の検討に関する意思決定等の中立性が損なわれるとともに、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法行為等の発見を困難にするおそれがあることから、監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

さらに、処理票（特定年月日B受付のもの）の処理結果欄中及び処理票（特定年月日F受付のもの）の処理結果欄下段の不開示とした部分は、情報提供に基づいて監察指導部が行った調査等の手法等が記載されており、当該部分は審査請求人が承知している内容ではない上、監察という事務の特性から、これらの情報等は厳格に取り扱

い、かつ、秘匿されるべきものである。

つまり、これらを開示すると、監察指導部の調査等としてどのような活動を行っているかという具体的な調査等の手法が明らかとなり、監察の対象者等において自己に有利な状況の作出などの対抗措置が容易になるため、監察指導部の行う調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法行為等の発見を困難にするおそれがあることから、監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 処理票の法14条5号の該当性について

処理票の検事及び担当検事押印欄の不開示とした部分について、検事の担当職務は公にしておらず、検事及び担当検事押印欄を開示すると、犯罪の捜査、公訴の維持及び刑の執行にかかわる検事が判明することになり、犯罪の予防、捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法14条5号）を公にすることになる。

また、処理票の係員押印欄の職員氏名については、独立行政法人国立印刷局の職員録等で氏名を公表しておらず、かつ、現在、捜査・公判又は刑の執行を行う部署で業務を行っていない職員の氏名であるものの、人事異動又は応援により、捜査・公判又は刑の執行を行う部署へ異動することがあるから、その職員の氏名が明らかになれば、内偵捜査や所在捜査等の秘匿性が高い業務に従事するに当たって情報の収集が困難になるなど、犯罪の捜査・公訴の維持又は刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、犯罪の予防、捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法14条5号）に該当する。

ウ 処理票の法45条1項の該当性等について

(ア) 法45条1項の趣旨について

法45条1項は、刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報のうち、当該裁判等を受けた者等に係るものについては、法第4章の規定を適用しないとしている。

この趣旨は、これらの保有個人情報は、当該本人の前科、前歴、逮捕歴、勾留歴等を示す情報やこれらの履歴を前提とする情報であって、これらの保有個人情報を開示請求等の対象とすると、当該本人の前科等の履歴が本人以外の者に明らかとなる危険性があり、当該本人の社会復帰や更生保護を図る上で本人の不利益になるおそれがあるため、このような弊害を防止しようとするところにあるものと解される。

(イ) 法45条1項の該当性について

処理票（特定年月日F受付のもの）の処理結果欄の不開示とした上段部分には、検察官の処分等の情報が記録されていることから、法45条1項に該当し、法第4章の適用除外に該当すると認められる。

なお、本件と類似する情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年度（行個）答申第163号）において、同審査会は、「法45条1項の趣旨に鑑みると、同項により適用除外とされるのは、本来、同項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄であって、これらへの記載の有無のみで、当該情報の存否が明らかになるものに限られると解され、そのため、当該文書又は欄は、その記載の有無にかかわらず、全部を不開示とせざるを得ないことから、法はこれを適用除外としたものと考えられる。」

「（本件対象文書は、）必ずしも刑事事件の裁判等の法45条1項に規定する情報だけが記載されているという性質の文書ではないとのことであり、仮に、その一部に刑事事件の裁判等の情報が記載されていたとしても、そのことをもって、同項による法の適用除外に当たるとして不開示とすると、そのこと自体により、当該情報が存在することが明らかとなり、それは同項の趣旨にそぐわないものといわざるを得ない。」との指摘があるので、念のため以下のとおり付言する。

確かに、①開示請求に対し、その全部又は一部を法45条1項の規定により法第4章の規定が適用されないとして不開示としただけで、開示請求者その他特定の者に関して、刑事事件の裁判等、同条項に規定する情報が存在することが明らかになる場合には、当該者の社会復帰や更生保護を図る上で当該者に不利益となるため、同項の趣旨にそぐわない結果を来すこととなりかねない。

しかしながら、②開示請求に対し、その全部又は一部を法45条1項の規定により不開示としただけでは、開示請求者その他特定の者に関して、刑事事件の裁判等、同条項に規定する情報が存在することが明らかになるとはいえない場合には、当該者の社会復帰や更生保護を図る上で不利益を生じさせるとはいえず、同項の趣旨に反する結果を招来するとはいえない。

むしろ、このような場合において、情報公開・個人情報保護審査会の指摘するように、「必ずしも刑事事件の裁判等の法45条1項に規定する情報だけが記載されているという性質の文書でない。」との一事をもって同条項が適用されないとする、かえって当該者の社会復帰や更生保護を図る上で重大な不利益となりかねず、適当でない。

上記②のような場合において、法第4章の規定は適用されないとして不開示とすることは、同条項の予定するものとして許容されると解される。

この点、本件対象文書の処理票は処分庁が事務処理に必要な情報を記載するものであり、そこに記録されている個人情報、必ずしも開示請求者本人の個人情報であるとは限らない。

したがって、これらの文書の開示請求に対し、その一部を法45条1項の規定により法第4章は適用されないとして不開示としただけで、開示請求者その他特定の者に関して、刑事事件の裁判等、同条項の規定する情報が存在することが明らかになるとはいえないことから、本件対象文書について、その一部を不開示としたとしても、同項の趣旨を没却するとはいえない。

また、法45条1項は、同項所定の保有個人情報について形式・単位等の制限を設けていないところ、明文上の規定がない制限を行うことは妥当でなく、平成22年度（行個）答申第133号においても、法の第4章の適用除外については、どのような行政文書に記載されているかを問うものではないとの判断が示されているところである。

よって、処理票の処理結果欄上段の不開示とした部分は、法45条1項に該当すると認められる。

(4) 電話聴取書について

原処分において電話聴取書は全部開示しているところ、全部開示の開示決定に対する更なる請求として、審査請求を行うのは不適法である。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求に対し、処分庁が、処理票の一部を法14条7号柱書き、同条5号又は法45条1項に該当するとして一部開示とし、電話聴取書を全部開示とした開示決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成29年10月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月31日 | 審議 |
| ④ | 同年11月28日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年12月19日 | 審議 |
| ⑥ | 平成30年2月2日 | 審議 |
| ⑦ | 同月13日 | 審議 |
| ⑧ | 同月27日 | 審議 |
| ⑨ | 同年3月6日 | 審議 |

- ⑩ 同年6月25日 審議
- ⑪ 平成31年3月4日 審議
- ⑫ 同月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した上、そのうちの一部（別表2に掲げる部分に記録された保有個人情報。以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、法45条1項に該当し、法の第4章の規定は適用されないとして、並びにその余の部分（別表1に掲げる不開示部分のうち、別表2に掲げる不開示部分を除く部分に記録された保有個人情報）につき、法14条2号、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の特定を争う趣旨と解される主張をするほか、上記の不開示とされた部分のうち、文書1及び文書2に係る不開示部分に記録された保有個人情報（そのうちの本件対象保有個人情報1を除くものを、以下「本件対象保有個人情報2」という。）の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及びに本件対象保有個人情報1についての法第4章の規定の適用の可否及び本件対象保有個人情報2の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人の主張は、要するに、本件対象保有個人情報が記録された文書1ないし文書7のほか、審査請求人が最高検察庁監察指導部にした通報に対応する処理票等が作成されているはずであるというものと解されるころ、審査請求人は、最高検察庁において、審査請求人の主張するような処理票等を作成・保有していると認めるに足りる具体的な根拠を提示しているとはいえない。

しかも、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、①最高検察庁監察指導部においては、電話による何らかの情報提供があった場合でも、その全てについて電話聴取書の作成や情報受付（情報受付簿に記載すること）をしているわけではなく、また、②本件審査請求を受けて、改めて本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の保有の有無を確認するため、書庫、倉庫、パソコン上（共有フォルダ）のファイル等の探索を行わせたが、本件対象保有個人情報のほかには、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を確認することはできなかった旨説明するところ、上記①の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はな

く、また、上記②の探索の範囲等に問題があるとは認められない。

以上を併せ考えれば、最高検察庁において、本件対象保有個人情報のほか、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していない旨の諮問庁の説明も、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。したがって、最高検察庁において、本件対象保有個人情報のほか、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件対象保有個人情報1に対する法の第4章の規定の適用の可否について

(1) 適用除外の趣旨

ア 法45条1項は、刑事事件に係る裁判、検察官の処分及び刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、これらに係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、提出させられるなどして、前科等が明らかになる危険性があるなど、被疑者や被告人、受刑者等の立場で留置施設や刑事施設等に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

イ このような法45条1項の趣旨に鑑みると、同項により適用除外とされるのは、本来、同項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄（同項に規定する情報が当然に含まれ得る欄を含む。以下同じ。）であって、これらへの記載の有無のみで、当該情報の存否が明らかになるものに限られると解され、そのため、当該文書又は欄は、当該情報の記載の有無にかかわらず、全部を不開示とせざるを得ないことから、法はこれを適用除外としたものと考えられるのであり、この点は、従前の当審査会の答申（平成27年度（行個）答申第163号、平成30年度（行個）答申第52号等）中で、同旨の判断が示されているところである。

ウ この点について、諮問庁は、上記第3の3（3）ウのとおり主張する。しかしながら、上記の諮問庁の説明に従い、法45条1項に規定する情報だけが記載されているという性質の文書ではないものの一部に、刑事事件に係る裁判、検察官の処分及び刑の執行等に係る保有個人情報が記載されていた場合であっても、そのことをもって、同項による法の適用除外に当たるとして不開示とすると、そのこと自体により、その部分に当該情報が存在することが明らかとなることから、このような事態が生じることになる同項の解釈は、同項の趣旨にそぐわないものといわざるを得ない。

以上のとおり，上記の諮問庁の説明を考慮に入れて検討しても，従前の答申の判断を変更すべきではない。

(2) 適用の可否

ア 最高検察庁監察指導部が監察の端緒となる情報を検察庁の内外から得た場合において，処理票がどのような場合に作成されるのかに関する上記第3の3(2)の諮問庁の説明は，これを覆すに足りる事情はなく，是認できる。

そこで，処理票の処理結果欄の記載内容について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，処理票の処理結果欄には，監察の端緒となる情報や，その情報の処理結果・理由等が記載されるが，必ずしも刑事事件に係る裁判，検察官の処分及び刑の執行等の法45条1項に規定する情報だけが記載されるという性質の文書ではないとのことであり，本件においても，別表1のとおり，文書2の処理票の処理結果欄の記載部分の一部だけが，同項による法の適用除外に当たるとして不開示とされているのである。

イ そうすると，本来，法45条1項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄ではない文書2の処理票の処理結果欄について，その記載内容の一部に同項に規定する刑事事件に係る裁判，検察官の処分及び刑の執行等の記述があったとしても，同項の趣旨からみて，当該記述部分が同項に該当して法の第4章の規定の適用が除外されると解することはできない。

ウ 以上のとおり，本件対象保有個人情報1につき，法45条1項の規定に該当し，法の第4章の規定は適用されないことを理由として不開示とした決定は，取消しを免れない。

4 本件対象保有個人情報2の不開示情報該当性について

(1) 最高検察庁監察指導部が行う監察活動の内容やその性質に関する上記第3の3(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はなく，また，同部が監察の端緒となる情報を検察庁の内外から得た場合において，処理票がどのような場合に作成されるのかに関する諮問庁の説明も是認できることは，上記3(2)アのとおりであるから，これらを踏まえて，本件対象保有個人情報2の不開示情報該当性について検討する。

(2) 検事，担当検事，係長及び係員（以下「検事等」という。）の各押印欄（文書1及び文書2の関係）及び受付欄の訂正印（文書2の関係）に係る不開示部分について

ア 標記の不開示部分には，文書1及び文書2の各処理票に係る調査等に関与した検事等の印影（姓。なお，文書2の受付欄中の訂正印を含む。）があると認められる。

イ そして，上記アの印影を開示すると，当該処理票に係る調査等に関

与した検事等の氏名が明らかになることは否定できず、そうすると、上記（１）のような最高検察庁監察指導部が行う監察活動の内容やその性質等に照らせば、情報提供者や監察対象者等の関係者（以下「監察対象者等」という。）から当該検事等に対し、監察対象者等が希望する調査等をしてもらえるよう執ように不当な働き掛けがなされるおそれや、あるいは、調査等の内容や進捗状況、その結果を聞き出した上、正確な事実を秘匿するための対抗措置がなされるなどのおそれがあり、その結果、監察の検討に関する意思決定等の中立性が損なわれるとともに、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法行為の発見を困難にするおそれがあることから、監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第３の３（３）アの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

ウ なお、文書１及び文書２の各処理票の起案・決裁に関与した検事等の中に、その後の人事異動により、最高検察庁監察指導部から転出して監察事務を担当していない検事等が含まれている場合であっても、上記の起案・決裁に関与した範囲において、その調査等の内容や起案・決裁に至るまでの経緯等を知り得る立場にあることからすると、当該検事等の氏名が明らかになった場合、当該検事等に対し、監察対象者等から不当な働き掛けがなされるなどの、上記と同様のおそれがあり、監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。したがって、上記のような最高検察庁監察指導部から転出して監察事務を担当していない検事等がいたとしても、上記イの判断が左右されるものではない。

エ 以上のとおり、標記の不開示部分に記録された保有個人情報、法１４条７号柱書きに該当すると認められるので、同条５号について判断するまでもなく（ただし、標記の不開示部分のうち文書１及び文書２の各処理票中の検事、担当検事及び係員の各押印欄の関係）、不開示としたことは妥当である。

（３）処理結果欄の記載部分中の不開示部分（文書１及び文書２に係る部分の関係。ただし、別表２に掲げる部分を除く。）について

ア 標記の不開示部分には、最高検察庁監察指導部が調査等としてどのような活動を行っているかという、調査等の具体的な手法やこれをうかがわせる情報が記載されていると認められる。

イ そうすると、上記（１）のような最高検察庁監察指導部が行う監察活動の内容やその性質等に照らせば、標記の不開示部分に係る保有個人情報を開示すると、監察指導部の調査等としてどのような活動を行っているかという具体的な調査等の手法が明らかとなり、監察対象者等において自己に有利な状況を作成するなどの対抗措置が容易になる

ため、同部が行う調査等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法行為等の発見を困難にするおそれがあることから、監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3(3)アの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

ウ 以上のとおり、標記の不開示部分に記録された保有個人情報、法14条7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法45条1項の「刑事事件に係る裁判、検察官の処分及び刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない、又は法14条2号、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、本件対象保有個人情報2は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、本件対象保有個人情報1は、同項に規定する保有個人情報に該当せず、同章の規定が適用される保有個人情報に該当するとして改めて開示決定等をすべきであることから、本件対象保有個人情報1を不開示としたことは、取り消すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙 本件請求保有個人情報記録された文書

特定年月 B 以降特定年月日 H まで私（開示請求者兼審査請求人を指す。）が最高検察庁監察指導部に通報した全ての件について，その通報内容及び処理に関する書類全て

別表1 本件対象保有個人情報記録された文書並びにその不開示部分及び不開示理由

文書番号	文書名	不開示部分	不開示条項
1	処理票（特定年月日B受付のもの）	検事，担当検事及び係員の各押印欄	法14条5号及び7号柱書き
		係長押印欄	法14条7号柱書き
		処理結果欄の記載部分の7行目ないし10行目の20文字目	法14条7号柱書き
2	処理票（特定年月日F受付のもの）	検事，担当検事及び係員の各押印欄並びに受付欄の訂正印	法14条5号及び7号柱書き
		係長押印欄	法14条7号柱書き
		処理結果欄の記載部分の3行目ないし9行目（別表2と同じ部分）	法45条1項
		処理結果欄の記載部分の16行目ないし42行目	法14条7号柱書き
3	特定年A受付簿	番号欄523以外の行	法14条2号
		番号欄523の担当検事欄	法14条5号及び7号柱書き
4	特定年B受付簿	番号欄71以外の行	法14条2号
		番号欄71の担当検事欄	法14条5号及び7号柱書き
5	電話聴取書（特定年月日Gのもの）	なし	
6	電話聴取書（特定年月日Iのもの）	なし	
7	電話聴取書（特定年月日Jのもの）	なし	

別表2 取り消すべき部分（法45条1項該当部分）

文書番号	文 書 名	不 開 示 部 分
2	処理票（特定年月日F受付のもの）	処理結果欄の記載部分の3行目ないし9行目